

韓国における2020年改正国税関連制度

(2020年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所のKPMG三晟会計法人に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびKPMG三晟会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびKPMG三晟会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

1. 法人税分野.....	1
2. 所得税分野.....	2
3. 租税特例制限法および付加価値税分野.....	2
4. 国際租税分野.....	3

韓国における2020年改正国税関連制度

1. 法人税分野

- 1) 業務用乗用車の運行記録簿の作成義務の緩和
 - 運行記録簿の未作成時の費用認定金額を1,000万ウォンから1,500万ウォンに上方調整する。

- 2) 中小企業勤労者の住宅購入貸付金などに対する支援
 - 業務に関連のない仮払金の除外対象債権の範囲に中小企業の勤労者（役員、株主は除く）に対する購入またはチョンセ（伝貰）資金貸付金を含める。

- 3) 電子計算書¹の遅延送信期限の延長
 - 電子計算書発給明細の送信期限を翌月11日から25日に変更する。
 - 付加価値税法の税金計算書の送信期限と一致する。

- 4) 国内未登録特許の使用対価の課税体系の変更
 - 国内未登録特許の課税権の確保のための改正により、国内源泉使用料所得に以下が追加された。
 - ・ 使用地基準で租税条約上の使用料の定義に含まれる「その他これに類似する財産・権利」
 - ・ 特許権など、その行使にあたって登録が必要な権利が国内で登録されていないものの、それに含まれている製造方法・技術・情報などが国内での製造・生産に関連があるなど、事実上、国内で実施される、または使用されるもの。

¹ 法人が財貨または役務を供給した場合、法人税法上、計算書または領収証を発給する必要があるが、これを電子的な方法で発給したものをいう（付加価値税法上で免税に該当する取引でも、電子計算書の発給義務は存在する）。

2. 所得税分野

- 1) 非課税規定を適用する生産職勤労者の夜間勤労手当などの給与基準金額を緩和
 - ・直前課税期間の総給与額2,500万ウォン以下 → 3,000万ウォン以下へ変更

- 2) 支払明細書の提出負担の緩和
 - 勤労所得簡易支払明細書の提出期限の延長
 - ・半期の最終月の翌月10日 → 翌月15日へ変更
 - 提出対象所得範囲の調整
 - ・半期の勤務分に対する所得 → 半期にわたって支給した所得へ変更

- 3) 勤労所得控除の限度の設定
 - 勤労所得控除の限度の新設
 - ・2,000万ウォン（総給与額約3.6億ウォンを超過する時に適用）

- 4) 役員退職所得の限度の縮小を通じた課税合理化
 - 役員退職所得の限度
 - ・(改正前)退職前3年間の平均給与×1/10×2012年～2019年の勤続年数×支給倍数（3倍）
 - ・(改正後)退職前3年間の平均給与×1/10×2019年以降の勤続年数×支給倍数（2倍）

3. 租税特例制限法および付加価値税分野

- 1) 生産性向上施設の投資税額に対する支援の拡大
 - (2020年投資分の控除率の引き上げ) 大企業： 1% → 2%、
中堅企業： 3% → 5%、
中小企業： 7% → 10%へ変更
 - (対象拡大) 医薬品製造の先端設備、物流産業の先端設備を追加
 - (適用期限の延長) 2019年12月31日 → 2021年12月31日へ変更

- 2) キャリア終了女性の再雇用企業に対する税額控除要件の緩和
 - (内容): 結婚・妊娠・出産・育児・子女教育を事由に退職したキャリア終了女性を雇用する企業に対して税額控除 (2年間の給与額×中堅企業15%、中小企業30%)
 - (改正): 退職後3～10年以内に同一の企業に再就職 → 退職後3～15年以内に同種業種に再就職へ変更

- 3) 貸倒税額控除の適用期限の拡大(付加価値税)
 - (貸倒税額控除の適用期限の拡大) 供給日から5年→10年以内に貸倒確定へ変更

- 4) 領収証発給方法の明確化
 - 紙領収証を発給する慣行を改善するために領収証発給方法を法により以下のとおり明文化
 - ・カード端末機、現金領収証発給装置などを通じて供給を受ける者に出力して交付する方法
 - ・「電子文書及び電子取引基本法」第2条による電子文書の形で供給を受ける者に送信する方法

4. 国際租税分野

- 1) 迂回取引に対する立証責任分配の合理化
 - 国際的な租税回避が疑われる取引に対する立証責任の分配基準において、課税当局の立証責任を緩和することにより課税実効性を向上させようとする改正
 - 迂回取引に関する国内租税負担が一定の基準²以下に減少する場合、租税を回避する意図がないことを立証できなければ実質課税を適用。ただし、取引金額または租税負担減少額が基準³以下である場合は除く。

- 2) 租税条約の解釈および適用原則の新設
 - 租税条約の解釈および適用の明確性の向上を図るため、以下のように適用原則を新設
 - ・租税条約上の用語および文句に対して定義していない場合、国内税法上の定義または使用する意味によって租税条約を解釈・適用

² 迂回取引を通じて韓国に納付すべき租税負担 ≤ 迂回取引の経済的実質により計算した租税負担の50%

³ ①迂回取引金額が10億ウォン以下で、②迂回取引を通じた租税負担の減少額が1億ウォン以下である場合

3) 国際取引資料の未提出時、推定課税

- (要件) 個別・統合企業報告書および課税当局が要求する大統領令で定める資料の未提出
- (方法) 同種事業を営む類似する法人などから入手する資料などに基づいて、合理的に正常価格を推定

4) 国際取引資料の提出に関連する過料の強化

- 国際取引資料の未提出による過料の引き上げ：1億ウォン+（追加 2億ウォン）
- 資料を提出するまで、追加 2億ウォンまでを30日ごとに繰り返して賦課